



平成28年 5月19日

学校法人 誠真学園

理事長 山口 義 康 殿

学校法人 誠真学園

監事 浦 田 正 広  印

監事 小 山 孝 子  印

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人誠真学園寄附行為第18条の規定に基づき、学校法人誠真学園の平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）業務並びに財産について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会に出席し、重要な決済書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人誠真学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。